



# 島根県報

平成19年 6 月 1 日 (金)  
第 1,884 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

|   |               |   |
|---|---------------|---|
| 土地改良事業施行の同意                                 | (農 村 整 備 課)   | 1 |
| 保安林の指定施業要件の変更                               | (森 林 整 備 課)   | 1 |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催 | ( " )         | 2 |
| 道路の区域の変更                                    | (道 路 維 持 課)   | 2 |
| 道路の供用開始                                     | ( " )         | 3 |
| 都市計画事業変更の認可                                 | (下 水 道 推 進 課) | 4 |

### 公 告

|                     |             |   |
|---------------------|-------------|---|
| 鳥獣保護区の保護に関する指針の案の縦覧 | (森 林 整 備 課) | 4 |
| 平成19年度島根県狩猟免許試験の実施  | ( " )       | 5 |

### 特定調達公告

|                           |             |   |
|---------------------------|-------------|---|
| 平成19年度雪寒機械の購入に係る一般競争入札の実施 | (道 路 維 持 課) | 7 |
|---------------------------|-------------|---|

### 正 誤

|                             |             |    |
|-----------------------------|-------------|----|
| 平成13年 1 月16日付け島根県報第1,231号中  | (道 路 維 持 課) | 9  |
| 平成17年 3 月29日付け島根県報第1,662号中  | ( " )       | 10 |
| 平成18年 9 月 1 日付け島根県報第1,808号中 | ( " )       | 10 |
| 平成18年10月 6 日付け島根県報第1,818号中  | ( " )       | 10 |
| 平成18年10月31日付け島根県報第1,825号中   | ( " )       | 10 |
| 平成19年 3 月23日付け島根県報号外第20号中   | ( " )       | 10 |

## 告 示

### 島根県告示第469号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成19年 6 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業主体名 | 事業名                      | 同意年月日        |
|-------|--------------------------|--------------|
| 出雲市   | 下向地区用排水施設事業(元気な地域づくり交付金) | 平成19年 5 月23日 |

### 島根県告示第470号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3に

において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年9月19日農林水産省告示第1480号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに江津市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第471号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第69号)第21条の規定により告示する。

平成19年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 月 日   | 時 間  | 場 所                                | 案 件              |
|-------|------|------------------------------------|------------------|
| 6月22日 | 14時~ | 雲南市三刀屋町根波別所2329-3<br>後根波コミュニティセンター | 稗原ダム鳥獣保護区の指定について |

島根県告示第472号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名    | 道 路 の 区 域                           |        |                        | 管轄する地方機関の名称      | 備 考                 |              |
|-------|--------|-------------------------------------|--------|------------------------|------------------|---------------------|--------------|
|       |        | 区 間                                 | 変更前後の別 | 敷地の幅員                  |                  |                     | 延 長          |
| 県 道   | 布部安来線  | 安来市柿谷町字種正425番3地先から同市折坂町字一丁目14番5地先まで | 前      | メートル<br>8.10~<br>23.30 | メートル<br>1,387.00 | 松江県土整備事務所<br>瀬土木事業所 | 交通安全工事<br>拡幅 |
|       |        |                                     | 後      | 12.00~<br>25.50        | 1,387.00         |                     |              |
| "     | 温泉津川本線 | 邑智郡川本町大字川下2360番5地先から同大字2358番4地先まで   | 前      | 8.00~<br>9.00          | 25.00            |                     | 災害復旧工事<br>拡幅 |
|       |        |                                     | 後      | 23.00~<br>46.00        | 25.00            |                     |              |

|   |            |   |   |                  |       |               |                     |
|---|------------|---|---|------------------|-------|---------------|---------------------|
| " | 仁摩邑南線      | 邑智郡川本町大字川本<br>2867番 2 地先から同地<br>先まで           | 前 | 13.00            | 14.00 | 県央県土整<br>備事務所 | 災害復旧工事<br>拡幅        |
|   |            |   | 後 | 17.00 ~<br>23.00 | 14.00 |               |                     |
| " | "          | 邑智郡川本町大字多田<br>2810番 1 地先から同大<br>字2811番 2 地先まで | 前 | 19.00            | 13.00 | 県央県土整<br>備事務所 | 災害復旧工事<br>拡幅        |
|   |            |   | 後 | 39.00 ~<br>45.00 | 13.00 |               |                     |
| " | 川本美郷線      | 邑智郡美郷町都賀行<br>861番 1 地先から同地<br>先まで             | 前 | 4.00             | 10.00 | 県央県土整<br>備事務所 | 災害復旧工事<br>拡幅        |
|   |            |   | 後 | 4.00 ~<br>7.00   | 10.00 |               |                     |
| " | "          | 邑智郡美郷町都賀行<br>849番 1 地先から同地<br>先まで             | 前 | 6.00 ~<br>9.00   | 16.00 | 県央県土整<br>備事務所 | 災害復旧工事<br>拡幅        |
|   |            |   | 後 | 6.00 ~<br>11.00  | 16.00 |               |                     |
| " | 益田停車場<br>線 | 益田市駅前町 1 番34地<br>先から同町 1 番30地先<br>まで          | 前 | 22.00            | 38.00 | 益田県土整<br>備事務所 | 拡幅<br>延伸<br>駅前再開発事業 |
|   |            |   | 後 | 22.00 ~<br>68.50 | 62.00 |               |                     |

島根県告示第473号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の<br>種 類 | 路 線 名      | 供 用 開 始 の 区 間                              | 延 長           | 供用開始<br>年 月 日    | 管轄する地<br>方機関の名<br>称          | 備 考 |
|------------|------------|--|---------------|------------------|------------------------------|-----|
| 一般国道       | 375号       | 邑智郡美郷町浜原510番 1 地先から同地<br>先まで               | メートル<br>14.00 | 平成19年<br>6 月 1 日 | 県央県土整<br>備事務所                |     |
| 県 道        | 布部安来線      | 安来市烏木町字樋口17番 1 地先から同市<br>折坂町字一丁目14番 5 地先まで | 470.00        | 平成19年<br>6 月 1 日 | 松江県土整<br>備事務所広<br>瀬土木事業<br>所 |     |
| "          | 温泉津川本<br>線 | 邑智郡川本町大字川下2360番 5 地先から<br>同大字2358番 4 地先まで  | 25.00         | 平成19年<br>6 月 1 日 | 県央県土整<br>備事務所                |     |
| "          | 大田桜江線      | 邑智郡川本町大字南佐木447番 4 地先か<br>ら同大字443番 1 地先まで   | 84.00         | 平成19年<br>6 月 1 日 |                              |     |
| "          | 三次江津線      | 江津市江津町1579番59地先から同地先ま<br>で                 | 71.70         | 平成19年<br>6 月 1 日 |                              |     |

|   |        |                          |       |               |               |  |
|---|--------|--------------------------|-------|---------------|---------------|--|
| 〃 | 〃      | 〃                        | 12.00 | 平成19年<br>6月1日 | 浜田県土整<br>備事務所 |  |
| 〃 | 〃      | 江津市江津町18番7地先から同町18番3地先まで | 16.00 | 平成19年<br>6月1日 |               |  |
| 〃 | 益田停車場線 | 益田市駅前町1番34地先から同町1番30地先まで | 62.00 | 平成19年<br>6月1日 | 益田県土整<br>備事務所 |  |

島根県告示第474号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称  
江津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
江津都市計画下水道事業
- 3 事業施行期間  
平成14年5月10日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、鳥獣保護区の指定をしようとするので、同条第4項の規定により公告し、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指針の案については、縦覧の期間が経過する日までの間に、意見書を提出することができる。

平成19年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定をしようとする鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び指針の案

| 鳥獣保護区の名称  | 区 域                 | 存 続 期 間                       | 指 針 の 案  |
|-----------|---------------------|-------------------------------|--|
| 稗原ダム鳥獣保護区 | 雲南市三刀屋町及び出雲市野尻町の各一部 | 平成19年11月1日から<br>平成29年10月31日まで | 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び島根県東部農林振興センター雲南事務所及び出雲事務所に備え置いて縦覧に供する。 |

- 2 縦覧の期間

平成19年 6 月 1 日から平成19年 6 月14日まで

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第 1 項の規定に基づき、平成19年度鳥根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第 2 項の規定に基づき公告する。

平成19年 6 月 1 日

鳥根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

| 科 目     | 検 査 事 項                 |
|---------|-------------------------|
| 視 力     | 視力及び視野の検査               |
| 聴 力     | 聴力の検査                   |
| 運 動 能 力 | 歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査 |

(2) 知識試験

| 科 目                 | 時 間 |
|---------------------|-----|
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 | 90分 |
| 鳥獣の保護管理             |     |
| 猟具に関する知識            |     |
| 鳥獣に関する知識            |     |

ただし、法第49条第 1 号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

| 免許の種類     | 試 験 事 項  |
|-----------|--|
| 網猟免許      | 1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。<br>2 指定する法定猟具の 1 つを架設すること。<br>3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。  |
| わな猟免許     | 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。<br>2 指定する法定猟具の 1 つを架設すること。<br>3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。   |
| 第 1 種銃猟免許 | 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。<br>2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。<br>3 2 人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。<br>4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 |

|         |  |
|---------|--|
|         | 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。<br>6 距離の目測を行うこと。<br>7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |
| 第2種銃猟免許 | 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。<br>2 距離の目測を行うこと。<br>3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |

4 開催日時、場所等

| 月 日      | 時 間      | 所在地及び会場名                    | 対 象 区 域 |
|----------|----------|-----------------------------|---------|
| 7月18日(水) | 午前9時~    | 浜田市片庭町254<br>浜田合同庁舎         | 県内全域    |
| 7月22日(日) | 午前9時30分~ | 雲南市木次町里方55<br>チェリヴァホール      | 県内全域    |
| 7月24日(火) | 午前9時~    | 松江市東津田町1741-1<br>松江合同庁舎     | 県内全域    |
| 8月1日(水)  | 午前9時~    | 益田市昭和町13-1<br>益田合同庁舎        | 県内全域    |
| 8月5日(日)  | 午前9時30分~ | 大田市大田町大田イ125<br>大田市勤労青少年ホーム | 県内全域    |
| 8月6日(月)  | 午前9時~    | 出雲市大津町1139<br>出雲合同庁舎        | 県内全域    |
| 8月8日(水)  | 午前9時~    | 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24<br>隠岐合同庁舎    | 県内全域    |

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚及び返信用封筒(受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの)を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

|                      |                 |        |
|----------------------|-----------------|--------|
| 1 法第49条各号のいずれかに該当する者 | (1) 網猟免許又はわな猟免許 | 3,000円 |
|                      | (2) (1)以外の免許    | 4,000円 |
| 2 1以外の者              | (1) 網猟免許又はわな猟免許 | 4,000円 |
|                      | (2) (1)以外の免許    | 5,300円 |

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提

出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690 - 8501 松江市殿町 1 番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室 ( 電話0852 - 22 - 5160 )

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフにすること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 ( 昭和22年政令第16号 ) 第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 ( 平成 7 年政令第372号 ) 第 6 条の規定により公告する。

平成19年 6 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称、数量及び配車先

ア 除雪グレーダ ( 3.1m級 )、1 台、雲南県土整備事務所

イ 除雪ドーザ ( 11 t 級 )、1 台、松江県土整備事務所広瀬土木事業所

ウ ローター除雪車 ( 2.2m級 )、1 台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所

エ 凍結防止剤散布車 ( 3 t 級、2.5m<sup>3</sup> )、1 台、益田県土整備事務所

ア～エについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年11月 9 日 ( 金 )

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長及び土木事業所長が指定する場所

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額 ( 当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額 ) を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札する金額には、自動車賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱 ( 昭和45年島根県告示第 4 号 ) 第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目 ( 大分類「 4 機械器具類」中分類「(4) 産業機器」又は「 5 車両船舶類」中分類「(1) 車両類」) に登録されている者であること。

(4) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領 ( 平成13年 1 月23日付会発第149号 ) に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。

(5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書 ( 以下「申請書」と

いう。)を提出したものであって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

### 3 入札説明書の交付等について

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町8番地  
島根県土木部道路維持課道路管理グループ  
電話 0852 - 22 - 6046

#### (2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成19年6月1日から平成19年7月12日までの間、次の方法により交付する。

ア 上記(1)(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。)において交付する。

イ 島根県ホームページ上において交付する。

#### (3) 入札説明会

実施しない。

#### (4) 入札書の受領期限

平成19年7月13日(金)午後1時30分(郵便による入札にあっては、平成19年7月13日(金)正午まで県庁に必着)

#### (5) 開札の日時及び場所

日時：平成19年7月13日(金)午後1時30分から  
場所：島根県松江市殿町1番地 県庁会議棟第4会議室

### 4 その他

#### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者が見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

#### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類及び入札保証金の免除に関する書類については、平成19年7月6日(金)までにあらかじめ提出するものとする。

#### (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

#### (6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品調達を履行できると知事が判断した資料を添付して入札した者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### (7) 契約書作成の要否

要する。

#### (8) その他

詳細は入札説明書による。



5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
 Snow Removing Motor Grader in the 3.1meters class: 1  
 Tractor With Snow Plow in the 11ton class: 1  
 Rotary Snow Plow in the 2.2meters class: 1  
 Chemical Spreading Vehicle in the 2.5m<sup>3</sup> class: 1
- (2) Bid tendering date and time: 1:30p.m., July13, 2007
- (3) Contact point for the notice: Road Maintenance Division,  
 8 Tono-machi, Matue-shi, SHIMANE, 690-8501 JAPAN  
 Phone: 0852-22-6046

---

正 誤

---

平成13年 1 月16日付け島根県報第1,231号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

|  |                  |
|--|------------------|
|  | 三<br>ページ         |
|  | 島根県告示第<br>三十号の表中 |
|  | 行                |

|                    |                    |                    |   |
|--------------------|--------------------|--------------------|---|
| 一<br>二・〇〇<br>七八・〇〇 | 五<br>二・〇〇<br>一七・三〇 | 五<br>二・〇〇<br>一七・三〇 | 誤 |
| 一、<br>八七〇・〇〇       | 三、<br>一〇〇〇・〇〇      | 三、<br>一〇〇〇・〇〇      |   |

|                    |                    |                    |   |
|--------------------|--------------------|--------------------|---|
| 一<br>二・〇〇<br>七六・〇〇 | 五<br>二・〇〇<br>一七・三〇 | 五<br>二・〇〇<br>一七・三〇 | 正 |
| 一、<br>五七七・〇〇       | 一、<br>八五〇・〇〇       | 一、<br>八五〇・〇〇       |   |

---

平成17年3月29日付け島根県報第1,662号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所                | 誤      | 正      |
|-----|-------------------|--------|--------|
| 26  | 島根県告示第408号<br>の表中 | 200.00 | 400.00 |

平成18年9月1日付け島根県報第1,808号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所                | 誤     | 正     |
|-----|-------------------|-------|-------|
| 8   | 島根県告示第872号<br>の表中 | 松江八束線 | 八束松江線 |

平成18年10月6日付け島根県報第1,818号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所                | 誤  | 正  |
|-----|-------------------|--|--|
| 9   | 島根県告示第945号<br>の表中 | 邑智郡川本町大字三俣<br>88番地1から同所まで<br><br>邑智郡川本町大字三俣<br>33番地2から同大字27<br>番地1まで | 邑智郡川本町大字三俣<br>88番1地から同所まで<br><br>邑智郡川本町大字三俣<br>33番2地から同大字27<br>番地1まで |

平成18年10月31日付け島根県報第1,825号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所                 | 誤      | 正      |
|-----|--------------------|--------|--------|
| 4   | 島根県告示第1019号<br>の表中 | 558.00 | 600.00 |

平成19年3月23日付け島根県報号外第20号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所                | 誤        | 正        |
|-----|-------------------|----------|----------|
| 3   | 島根県告示第239号<br>の表中 | 1,649.50 | 1,667.30 |